

平成 27 年 9 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員労働組合の市財産の無許可利用に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員労働組合の市財産である備品を無許可利用した件

2 質問の要旨

1. 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が神奈川県労働委員会に提出した第 3 準備書面によれば職員が署名した際に市の財産である所属のゴム判を使用したことについて、言いがかりと中傷しているが、公務でもない署名活動で市のゴム判を利用することは、不適切でないのか。
2. ゴム判を使用した課はどこか、そのゴム判を使用して署名した者はだれか。
3. 使用についてどのような許可等の手続きを行い使用したのか。
4. 使用する根拠なく使っていたのであれば、過日、懲戒された再任用職員の如く、きちんと処分を行って頂きたいが如何か。その理由と共に教えて頂きたい。
5. 本署名活動の主導した責任者は誰か。
6. その責任者の「ゴム判使用」の見解は把握しているか。見解は何か。
7. 勤務時間の何分を署名活動に充てたのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：決算等の可否にあたり、速やかに対応を求める。最終本会議より前に答弁頂きたい。）